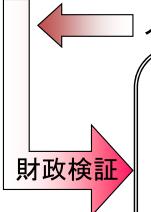
令和6(2024)年財政検証結果の概要

財政検証について

平成16(2004)年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ (最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%) ※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の 積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ



人口や経済の動向

少なくとも5年ごとに、

- 〇 財政見通しの作成
- 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成 を行い、年金財政の健全性を検証する
- → 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、 給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる
- ※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の 比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金)/ 現役男子の平均手取り収入額

2024年度: 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

令和6(2024)年財政検証の諸前提

<社会・経済状況に関する諸前提>

財政検証においては、将来の社会・経済状況について一定の前提を置く必要があるが、将来は不確実であるため、幅広い複数のケースを設定している。財政検証の結果についても、複数のケースを参照し幅広く解釈する必要がある。

※ なお、現行制度に基づく財政検証は、令和6年10月に施行される適用拡大(企業規模要件100人超→50人超)等の影響を織り込んでいる。

<人口の前提>

「日本の将来推計人口」(2023年4月、 国立社会保障・人口問題研究所)

出生率:高位·中位·低位 死亡率:高位·中位·低位

入国超過数:

25万人、16.4万人、6.9万人

合計特殊出生率		平均寿命		入国超過数	
2020年 207 (実績) 高位:1 中位:1 低位:1	(実績 64 36	高位 (余命の伸びり 81.58 本 中位	\[85.89 \\ 91.94 \\ \ \ 87.22 \]	16.4万人 🗼	〜2040年 〜国超過数(一定) 25万人 16.4万人 6.9万人 041年以降は2040年の 人口に対する比率を固定

<労働力の前提>

「労働力需給の推計」(2024年3月、 独立行政法人 労働政策研究・研修機構)

- ①労働参加進展シナリオ
- ②労働参加漸進シナリオ
- ③労働参加現状シナリオ

就業者数			就業率 ※15歳以上人口に占める割合
2022年 (実績) 6,724万人	2040年 労働参加進展:6,734万人 労働参加漸進:6,375万人 労働参加現状:5,768万人	2022年 (実績) 60.9%	2040年 労働参加進展:66.4% 労働参加漸進:62.9% 労働参加現状:56.9%

<経済の前提>

社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定(2024年4月)

- ①高成長実現ケース
- ②成長型経済移行・継続ケース
- ③過去30年投影ケース
- ④ 1 人当たりゼロ成長ケース

		将来の経済状況の仮定		<長期の経済前提>			
			全要素生産性		賃金上昇率 (実質〈対物価〉)	運用利回り	
		労働力率	(TFP)上昇率	物価上昇率		実質 〈対物価〉	スプレッド 〈対賃金〉
高成長実現 ケース	中長期試算 成長実現 ケースに接続	成長実現・ ・ 労働参加進展 シナリオ	1.4 %	2.0 %	2.0 %	3.4 %	1.4 %
成長型経済 移行・継続 ケース	中長期試算 参考ケース に接続		1.1 %	2.0 %	1.5 %	3.2 %	1.7 %
過去30年 投影ケース	中長期試算・ベースライン	成長率ベースラ イン・労働参加 漸進シナリオ	0.5 %	0.8 %	0.5 %	2.2 %	1.7 %
1人当たり ゼロ成長 ケース	ケースに接続	一人当たりゼロ 成長・労働参加 現状シナリオ	0.2 %	0.4 %	0.1 %	1.4 %	1.3 %

2

参考(推計結果)

実質経済成長率

1.6 %

1.1 %

▲0.1%

▲0.7%

人口1人当たり

2.3 %

1.8 %

0.7 %

0.1 %

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(令和6(2024)年財政検証)

- 幅広い複数ケースの経済前提における見通し -

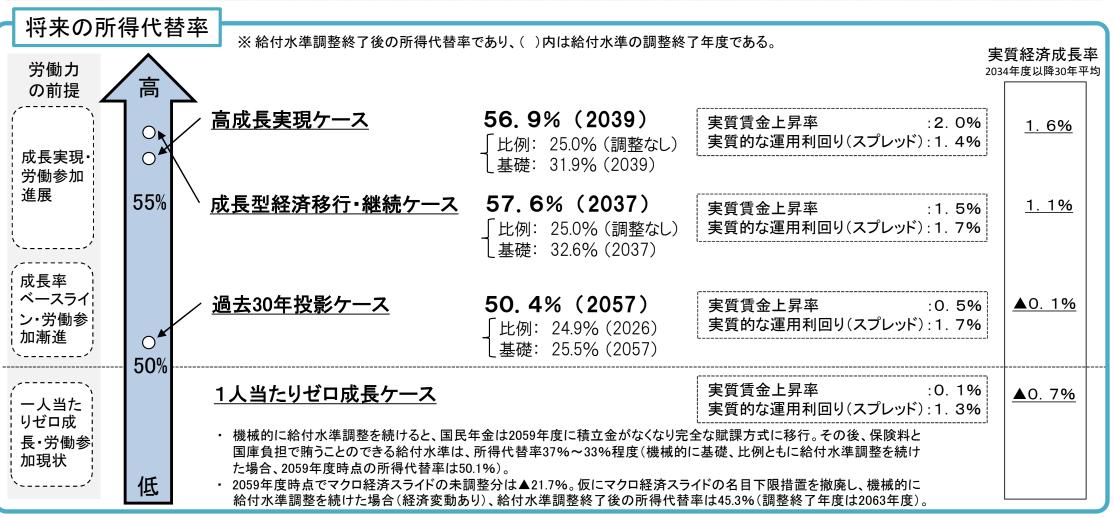
足下の所得代替率※(2024年度)

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 =(夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金)/ 現役男子の平均手取り収入額

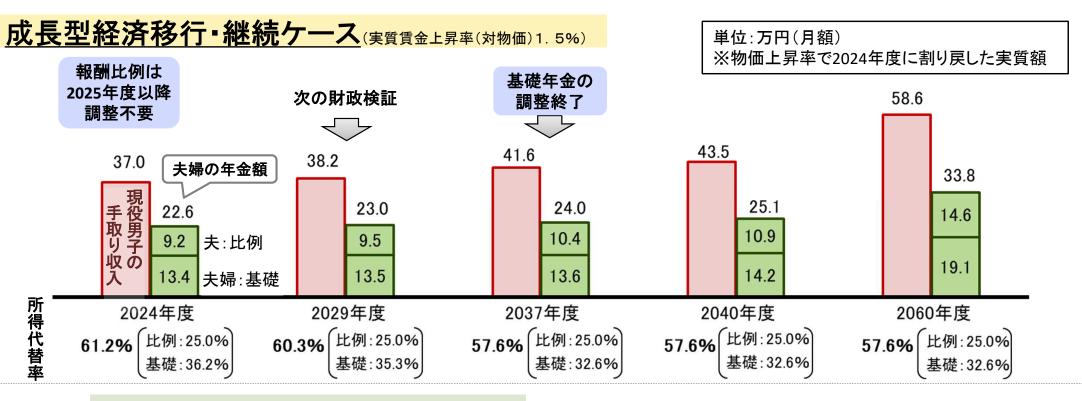
2024年度: 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

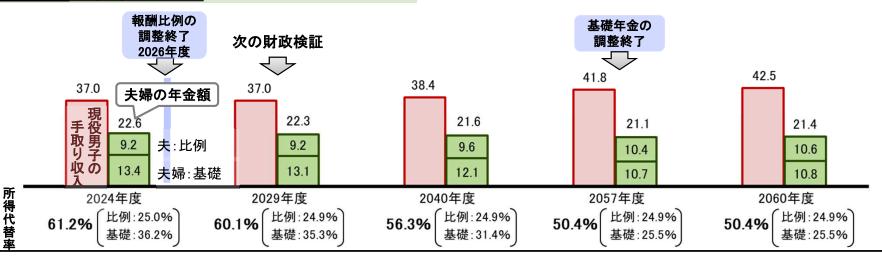


- ※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円(全国加重平均)となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。 (高成長実現ケース: +0,4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース: +0,4%ポイント、過去30年投影ケース: +0,3%ポイント)
- 注1:試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。
- 注2:高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が低いため、 所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26(2014)年財政検証においても同様の結果が生じている。

所得代替率及びモデル年金の将来見通し(令和6(2024)年財政検証)



過去30年投影ケース (実質賃金上昇率(対物価) 0.5%)



[※] 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。

[※] 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

[※] 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

オプション試算の内容

1. 被用者保険の更なる適用拡大

- ①:被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合 (約90万人)
- ②:①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合 (約200万人)
- ③:②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合 (約270万人)
- ④: 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合 (約860万人)

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20~59歳)から45年(20~64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

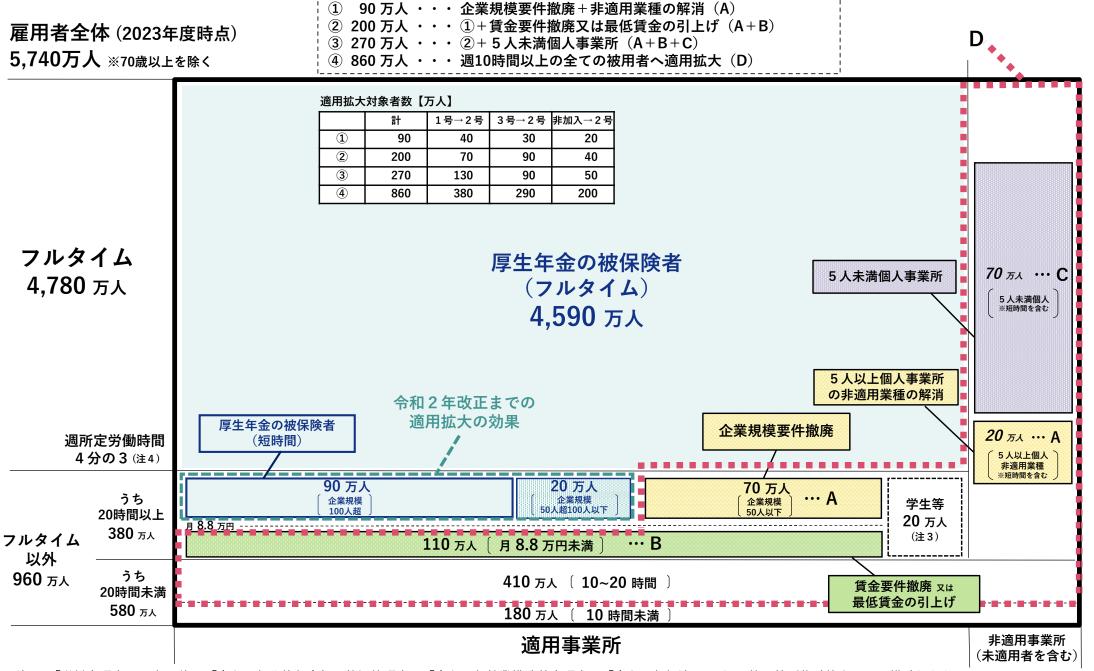
4. 在職老齢年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の 支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)の見直しを行った場合

5. 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)の見直しを行った場合

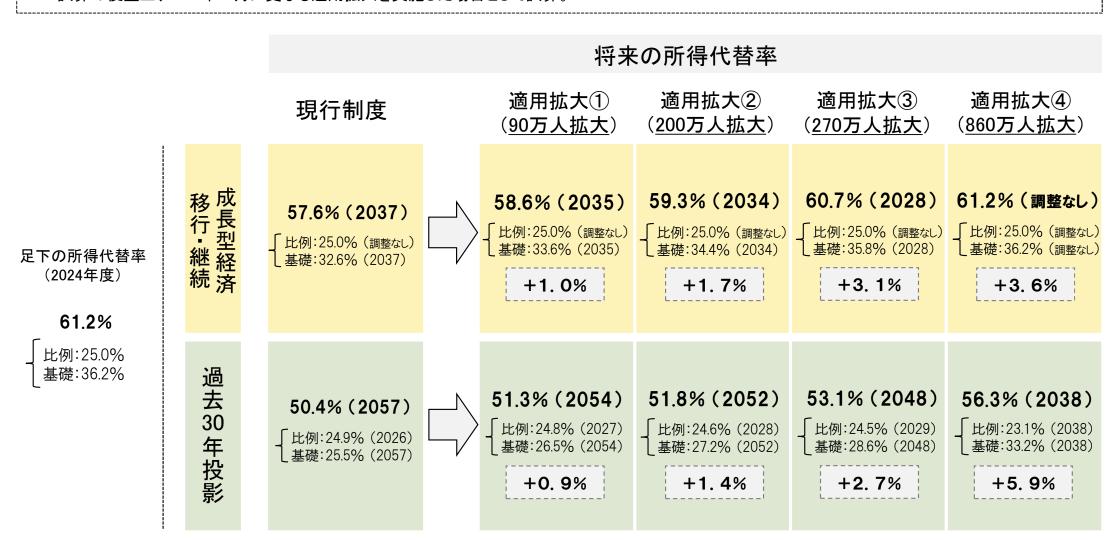
(参考)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数



- 注1.「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。
- 注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。
- 注3.学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者(更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く)が含まれている。
- 注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。

1. 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

- ①:被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
- ②:①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
- ③:②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
- ④:所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)
 - ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。

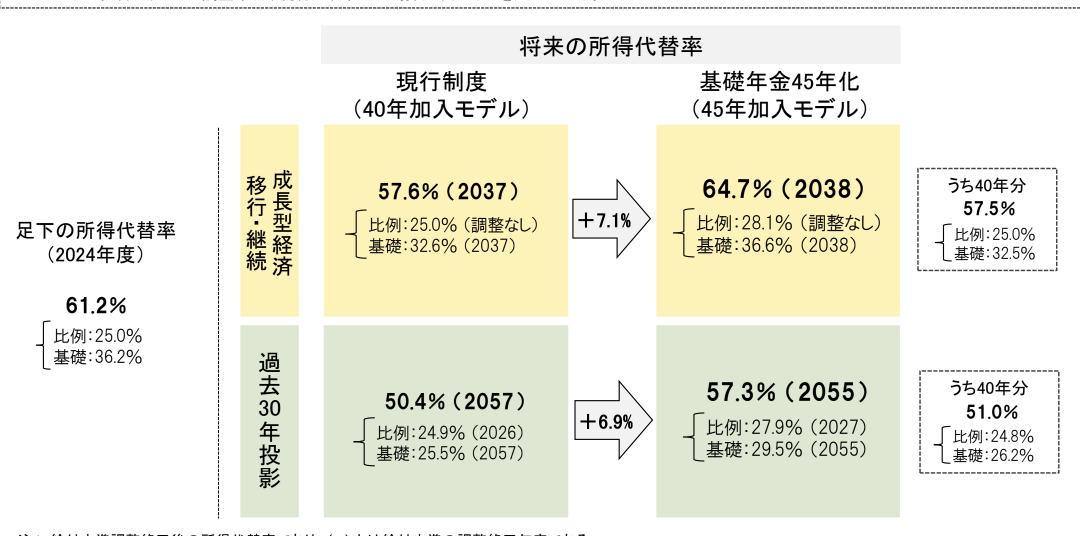


注1:給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合

- 〇 基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20~59歳)から45年(20~64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合
 - ・試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
 - ・延長期間(60~64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算している。
 - マクロ経済スライドの調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。



注1:給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

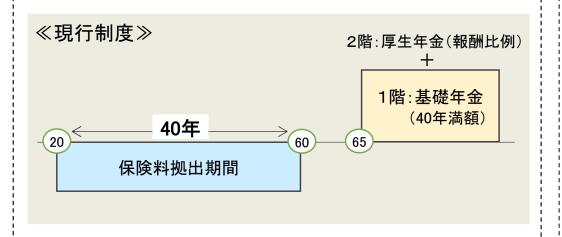
注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

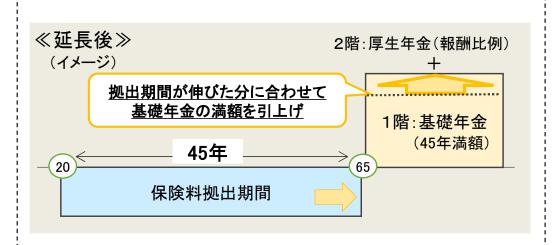
注3:現行の仕組みの下で厚生年金に20歳から64歳まで45年加入した場合は、報酬比例部分の給付水準のみ、40年加入した場合の45/40倍となる。

(参考)基礎年金の拠出期間延長・給付増額のイメージと試算の前提

〇 基礎年金の拠出期間を現行の40年(20~59歳)から45年(20~64歳)に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。

基礎年金の拠出期間延長・給付増額した場合のイメージ





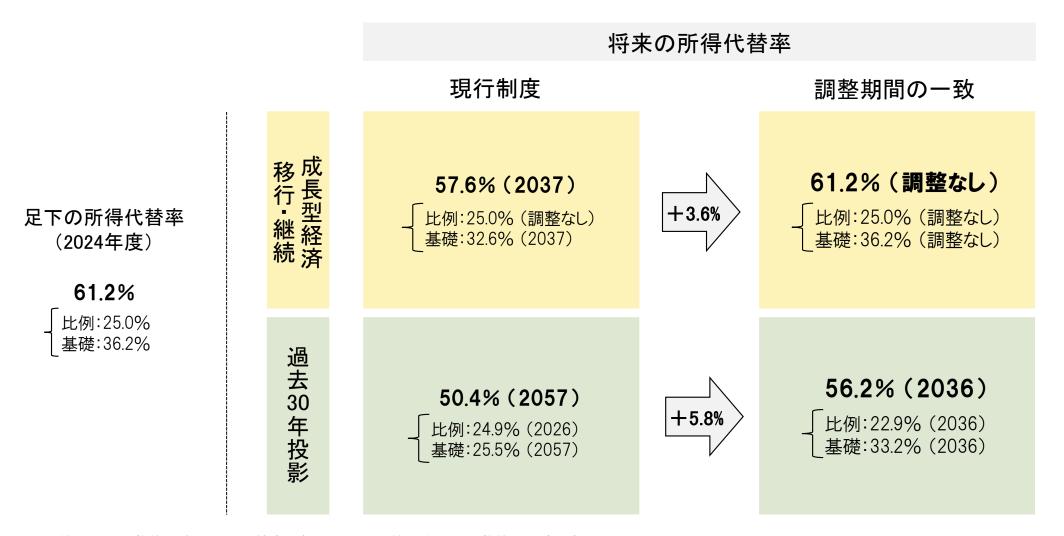
試算の前提(基礎年金) -個人ベースの負担と給付の関係-

被保険者 区分	負担(保険料)	給付(基礎年金)
1号	60~64歳の5年間 追加で保険料負担 ^(※2)	60~64歳の5年間の 負担に応じた給付増 (※1)
2号•3号	追加の 保険料負担なし	60~64歳の5年分 に対応する給付増

- ※1:令和6年度の基礎年金額(年81.6万円)をもとに計算すると、年約10 万円の給付増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)
- ※2: 令和6年度の国民年金保険料(月約1.7万円)をもとに計算すると、5年間で約100万円の負担増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。) なお、現行制度における保険料免除の仕組みが60~64歳においても同様に適用される前提で試算。
- ※3:試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
- ※4:延長期間(60~64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前 提で試算。
- ※5:マクロ経済スライドの調整率は、現行制度と同じと仮定。

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合

- 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合
- ※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。 なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前 提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。



注1:給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。 注2:試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

4.65歳以上の在職老齢年金の仕組みを撤廃した場合

- 〇 就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部 または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)を撤廃した場合
 - ・試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。
 - ※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例部分の所得代替率が低下(基礎年金への影響はない)。
- ⇒ 働く年金受給者の給付が増加する一方、将来の受給世代の給付水準が低下する。

【参考】65歳以上の在職老齢年金の支給停止基準額を変更した場合の影響 (2022年度末データ) 高在老の撤廃 支給停止基準額 支給停止額 支給停止基準額 支給停止者数 見直しによる給付増 現行 50万人 4.500億円 [2022年度 47万円] 所得代替率への影響 (16%)37万人 53万円 3.600億円 900億円 (12%)比例:▲0.5% 33万人 56万円 3.200億円 1.300億円 ※ 基礎は影響なし (11%)29万人 59万円 2.700億円 1.800億円 (10%)【参考】高在老の撤廃による給付増 (報酬比例部分) 27万人 62万円 2.300億円 2.200億円 (9%)2030年度: 5,200億円 25万人 2.600億円 65万円 1.900億円 2040年度: 6.400億円 (8%)2060年度: 4,900億円 ※ 賃金上昇率により2024年度の価格に換算したもの 撤廃 4.500億円

注1:所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人))。 過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率(比例):[現行]24.9%(2026年度)→[高在老撤廃]24.4%(2029年度) ※()内は調整終了年度

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注2:右表の支給停止者数における()内は、65歳以上の在職老齢年金受給権者(308万人)に対する割合である。

注3:右表の支給停止者数には第2~4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止額には含まれている。

11

5. 標準報酬月額の上限の見直しを行った場合

- 厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)について、以下のとおり見直した場合
- ① 75万円(上限該当者4%相当)、② 83万円(上限該当者3%相当)、③ 98万円(上限該当者2%相当)
- ・試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。 ・標準賞与の上限は、上限該当者の賞与の水準を踏まえ現行と同じと仮定。
- ・現行の上限該当者は6%程度。
- ※ 厚生年金の保険料収入の増加により報酬比例部分の所得代替率が上昇(基礎年金への影響はない)。
- ⇒ 上限該当者や企業の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金が増加することに加え、 将来の受給世代の給付水準も上昇する。

標準報酬月額上限 上限該当者数 (注1) ※()内は上限該当者の割合		保険料収入の増加額 (注2) ※()内は事業主負担分	所得代替率への影響 (注3)	
現行 65 万 円	259万人 (6. 2%)	_		
上限の見直し①	168万人	4,300億円	比例: +0. 2%	
<u>75万円</u>	(4. 0%)	(2,150億円)	※ 基礎は影響なし	
上限の見直し②	123万人	6,600億円	比例: +0. 4%	
<u>83万円</u>	(3. 0%)	(3,300億円)	※ 基礎は影響なし	
上限の見直し③	83万人	9,700億円	比例: +0. 5%	
<u>98万円</u>	(2. 0%)	(4,850億円)	※ 基礎は影響なし	

く参考> 上限該当者に係る _(注4) 老齢厚生年金の給付増 ※10年間、見直し後の 標準報酬上限に 該当した場合の例
6.1万円/年 (終身)
11.0万円/年 (終身)
20.1万円/年 (終身)

- 注1:上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・ 船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。()内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。
- 注2:保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。
- 注3:所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生<u>低位</u>・死亡中位・入国超過数16.4万人)。 過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例): ※()内は調整終了年度

[現行]23.9%(2031年度) → [上限の見直し①:75万円]24.2%(2030年度)、[上限の見直し②:83万円]24.3%(2030年度)、[上限の見直し③:98万円]24.5%(2029年度) なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない(又は調整期間が短い)見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

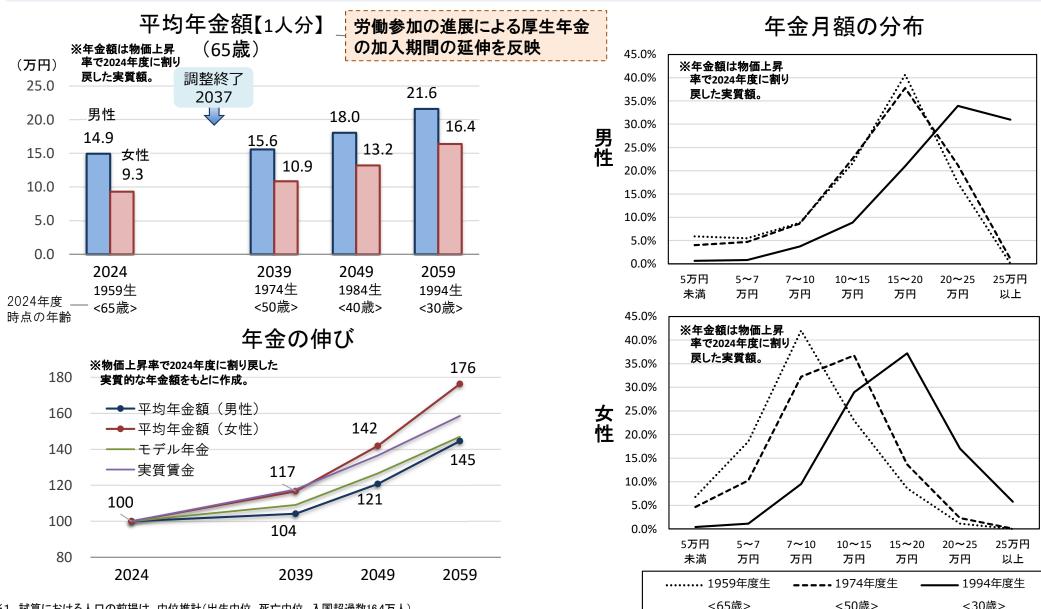
注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。

12

年金額の将来見通し(令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計)

成長型経済移行・継続ケース(実質賃金上昇率(対物価)1.5%)

○ 年金額(物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額)は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因とな る一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整 期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。



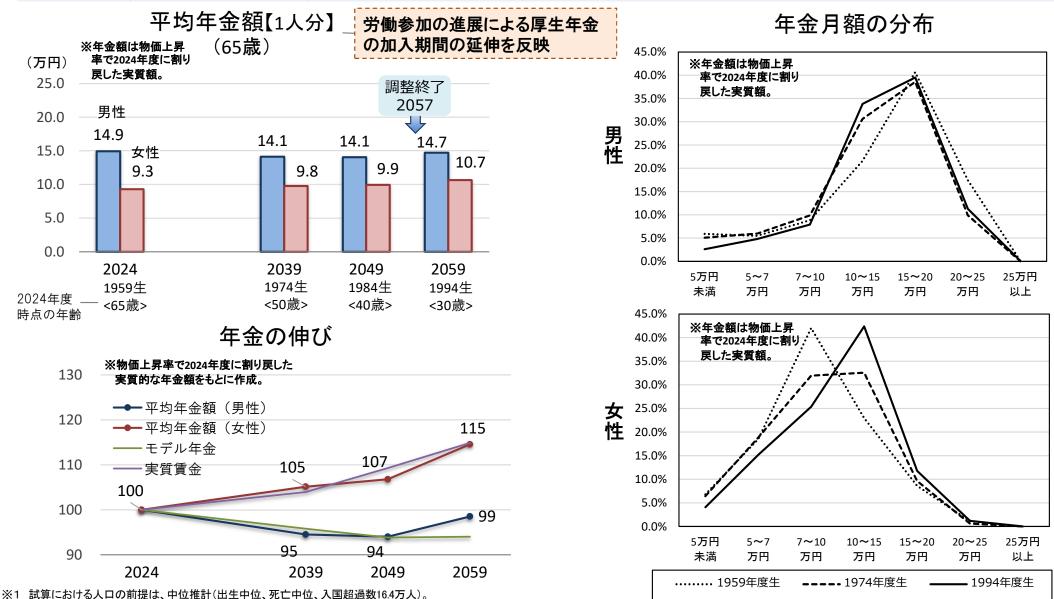
^{※1} 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

^{※2} モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

年金額の将来見通し(令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計)

過去30年投影ケース(実質賃金上昇率(対物価)0.5%)

○ 年金額(物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額)は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因とな る一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金(特に基礎年 金)は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上 昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。



<65歳>

<50歳>

※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

<30歳>